まちづくり委員会資料

令和元年第4回定例会提出予定議案の説明

議案第116号 川崎市建築基準条例の一部を改正する条例の制定につい て

資料 1 川崎市建築基準条例の一部を改正する条例 改正概要

資料 2 川崎市建築基準条例の一部を改正する条例 新旧対照表

|参考資料 1 | 建築基準法及び建築基準法施行令の一部改正 新旧対照表

参考資料 2 「土砂災害特別警戒区域」と「土砂災害警戒区域」のイメージ

まちづくり局

川崎市建築基準条例の一部を改正する条例 改正概要

1 改正の概要

建築基準法(以下、「法」という。)の一部改正(平成30年法律第67号、令和元年6月25日施行)及び神奈川県知事による土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)の指定に伴い、川崎市建築基準条例(以下、「条例」という。)の改正を行う。

2 条例改正に関する法改正等の主な内容

(1) 法改正の主な内容

3階以上を病院、旅館等の用途に供する建築物のうち、階数が3で延べ面積が200㎡未満の小規模な建築物で必要な措置を講じたものは、耐火建築物等としなくてよいものとされた。また、劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物で、主階が避難階にないものについても、小規模な建築物については耐火建築物等としなくてよいものとされた。

(2) 土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン) の指定

土砂災害防止法*1に基づく土砂災害警戒区域(イエローゾーン)等の指定は、神奈川県知事によって平成26年4月に行われているが、今後、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)が、川崎区を除く6区で指定される予定となっている。

※1 土砂災害防止法:土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

3 条例改正の内容

(1) 法改正に伴う条例改正の内容

条例において制限を付加している規定についても、法と同様の改正等を行う。

- ①簡易宿所の構造(条例第30条第2項)
 - (現 行) 3階以上の階を簡易宿所の用途に供する建築物は、耐火建築物としなければならない。
 - (改正後) 3階以上の階を簡易宿所の用途に供する建築物は、耐火建築物等としなければならない。ただし、階数が3で延べ面積が200㎡未満で警報設備等を設けたものについては、耐火建築物等としなくてよいものとする。
- ②観覧場、公会堂、集会場等の構造(条例第47条第3項)
 - (現 行)観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するものの用途に供する建築物で、 その用途に供する主階が避難階以外の階にあるものについては、耐火建築物等 としなければならない。
 - (改正後) 観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するものの用途に供する建築物で、 その用途に供する主階が避難階以外の階にあるものについては、耐火建築物等 としなければならない。ただし、階数が3以下で延べ面積が200㎡未満のものに ついては、耐火建築物等としなくてよいものとする。

(2) 土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン) の指定に伴う条例改正の内容

土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)については、神奈川県知事による指定が予定されている当該区域内において、居室を有する建築物を建築する場合、がけ崩れ等による建築物の倒壊及び人身への直接的な被害を防止するため、法による構造規制が適用される。

これまで条例においては、がけ崩れ等による建築物の倒壊及び人身への直接的な被害を防止するため、がけ付近の建築物には、安全性の確保に努めるための構造規制を適用してきたが、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)の指定により、二重の構造規制がかかることとなることから、条例の規定を適用除外とするための改正を行う。

- ① 災害危険区域※2の指定(条例第3条)
 - (現 行) 急傾斜地法*3により神奈川県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域で、市長が 定める区域とする。
 - (改正後) 急傾斜地法により神奈川県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域<u>(土砂災害特</u>別警戒区域(レッドゾーン)を除く。)で、市長が定める区域とする。
 - ※2 災害危険区域: 津波、高潮、出水等による危険の著しい区域と して地方公共団体が条例で指定するもの

※3 急傾斜地法:急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

② がけ付近の建築物(条例第5条)

- (現 行)高さ3mを超えるがけ付近に建築物を建築し、又は建築物の敷地を造成する場合においては、がけの形状若しくは土質又は建築物の位置、規模若しくは構造に応じて安全な擁壁を設けなければならない。
- (改正後) 高さ3mを超えるがけ付近に建築物を建築し、又は建築物の敷地を造成する場合 (土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン) において居室を有する建築物を建築する場合を除く。) においては、がけの形状若しくは土質又は建築物の位置、規模若しくは構造に応じて安全な擁壁を設けなければならない。

4 施行期日

公布の日から施行する。

改正後

○川崎市建築基準条例

昭和35年9月9日条例第20号

昭和35年9月9日条例第20号

(災害危険区域の指定)

|第3条 法第39条第1項の規定による災害危険区域は、急傾斜地の崩壊によ<mark>|</mark>第3条 法第39条第1項の規定による災害危険区域は、急傾斜地の崩壊によ る災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に より神奈川県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域(土砂災害警戒区域等 における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号) 第9条第1項の規定により神奈川県知事が指定した土砂災害特別警戒区域 (第5条において「土砂災害特別警戒区域」という。)を除く。)で、市長 が定める区域とする。

(災害危険区域内の建築物)

ては、次条の規定によるほか、当該建築物の基礎及び主要構造部は、鉄筋 コンクリート造その他これに類する構造とし、かつ、当該居室は、がけ(こ う配が30度を超える傾斜地をいう。以下次条において同じ。)に直接面し ていないものでなければならない。ただし、がけ崩れによる被害を受ける おそれのない場合においては、この限りでない。

(がけ付近の建築物)

- 2倍以内の位置に建築物を建築し、又は建築物の敷地を造成する場合(土 砂災害特別警戒区域内において居室を有する建築物を建築する場合を関 く。)においては、がけの形状若しくは土質又は建築物の位置、規模若し くは構造に応じて安全な擁壁を設けなければならない。ただし、次の各号 のいずれかに該当する部分については、この限りでない。
 - (1) がけの形状又は土質により安全上支障がない部分
 - (2) がけの上部の盛土の部分で、高さが1メートル以下、斜面のこう配 が30度以下であり、かつ、その斜面を芝その他これに類するもので覆っ
- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。
 - (1) がけの上に建築物を建築する場合において、当該建築物の基礎の応 力が、がけに影響を及ぼさないとき。
 - (2) がけの下に建築物を建築する場合において、当該建築物の構造耐力 上主要な部分(がけ崩れによる被害を受けるおそれのない部分を除く。) を鉄筋コンクリート造とし、又はがけと当該建築物との間に鉄筋コンク リート造の流土止を設けたとき。
- に沿って排水溝を設ける等、がけへの流水又は浸水を防止するための適当 な措置を講じなければならない。

(構浩)

- 第30条 ホテル等の用途に供する建築物で、2階におけるその用途に供する|第30条 ホテル等の用途に供する建築物で、2階におけるその用途に供する 部分の床面積の合計が400平方メートル以上のものは、耐火建築物又は法第 27条第1項の規定に適合する特殊建築物(令第110条第2号に掲げる基準に 適合するものに限る。)としなければならない。
- 27条第1項の規定に適合する特殊建築物(令第110条第2号に掲げる基準に <u>適合するものに限る。)</u>としなければならない。ただし、階数が3で延っ 面積が200平方メートル未満のもの(令第110条の5に定める基準に適合す <u>る警報設備を設けたものに限る。)については、この限りでない。</u>
- 3 前項ただし書に該当する建築物の竪穴部分については、令第112条第12 (新設) 項から第14項までの規定を準用する。
- 4 ホテル等の用途に供する建築物で、階数が2であり、かつ、その用途に3 ホテル等の用途に供する建築物で、階数が2であり、かつ、その用途に 供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるものは、その外壁及 供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるものは、その外壁及 び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。
- 5 建築物の一部が前項に該当する場合においては、その部分とその他の部4 建築物の一部が前項に該当する場合においては、その部分とその他の部 分とを準耐火構造とした壁又は法第2条第9号の2口に規定する防火設備 で区面しなければならない。
- 建築物の一部が第1項又は第2項に該当する場合においては、令第1125 条第17項の規定を準用する。

しなければならない。

(災害危険区域の指定)

○川崎市建築基準条例

る災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に より神奈川県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域で、市長が定める区域 とする。

改正前

(災害危険区域内の建築物)

|第4条 災害危険区域内において居室を有する建築物を建築する場合におい||第4条 災害危険区域内において居室を有する建築物を建築する場合におい ては、次条の規定によるほか、当該建築物の基礎及び主要構造部は、鉄筋 コンクリート造その他これに類する構造とし、かつ、当該居室は、がけ(こ う配が30度を超える傾斜地をいう。以下次条において同じ。)に直接面し ていないものでなければならない。ただし、がけ崩れによる被害を受ける おそれのない場合においては、この限りでない。

(がけ付近の建築物)

- 第5条 高さ3メートルを超えるがけの下端から水平距離が、がけの高さの第5条 高さ3メートルを超えるがけの下端から水平距離が、がけの高さの 2 倍以内の位置に建築物を建築し、又は建築物の敷地を造成する場合にお いては、がけの形状若しくは土質又は建築物の位置、規模若しくは構造に 応じて安全な擁壁を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれか に該当する部分については、この限りでない。
 - (1) がけの形状又は土質により安全上支障がない部分
 - (2) がけの上部の盛土の部分で、高さが1メートル以下、斜面のこう配 が30度以下であり、かつ、その斜面を芝その他これに類するもので覆っ たもの
 - 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。
 - (1) がけの上に建築物を建築する場合において、当該建築物の基礎の応 力が、がけに影響を及ぼさないとき。
 - (2) がけの下に建築物を建築する場合において、当該建築物の構造耐力 上主要な部分(がけ崩れによる被害を受けるおそれのない部分を除く。) を鉄筋コンクリート造とし、又はがけと当該建築物との間に鉄筋コンク リート造の流土止を設けたとき。
- 3 高さ3メートルを超えるがけの上にある建築物の敷地には、がけの上部3 高さ3メートルを超えるがけの上にある建築物の敷地には、がけの上部 に沿って排水溝を設ける等、がけへの流水又は浸水を防止するための適当 な措置を講じなければならない。

(構浩)

- 部分の床面積の合計が400平方メートル以上のものは、耐火建築物又は法第 27条第1項の規定に適合する特殊建築物(令第110条第2号に掲げる基準に 適合するものに限る。) としなければならない。
- 2 3階以上の階を簡易宿所の用途に供する建築物は、耐火建築物又は法第2 3階以上の階を簡易宿所の用途に供する建築物は、耐火建築物としなけ ればならない。

- び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。
- 分とを準耐火構造とした壁又は法第2条第9号の2口に規定する防火設備 で区画しなければならない。
- 建築物の一部が第1項又は第2項に該当する場合においては、令第112 条第17項の規定を準用する。

(構浩)

|第47条 興行場等の用途に供する建築物の客用の階段は、次に定める構造と||第47条 興行場等の用途に供する建築物の客用の階段は、次に定める構造と しなければならない。

改正後

- (1) 各階における客用の階段の幅は、1.4メートル以上とし、その幅の合 計は、その直上階以上の階(地階にあっては、当該階以下の階)のうち その階段に通ずる客席の床面積が最大の階における客席の床面積の合計 10平方メートルにつき17センチメートルの割合で計算した数値以上であ ること。ただし、客席のいすが床に固定されている場合における当該幅 の合計は、そのいす(長いすにあっては、その長いすの幅を40センチメ ートルで除した数値(小数点以下の端数があるときは、これを切り上げ る。)を1席とする。)の席数の合計に0.8センチメートルを乗じて得た 数値以上とすることができる。
- (2) 回り段を設けないこと。
- (3) 次項の規定により屋上広場を設けた場合にあっては、客席を有する 当該階及び屋上広場に通ずる2以上の直通階段を設けること。
- (4) 主階が避難階以外の階にある興行場等の客用の階段は、これを令第 123条の規定による避難階段又は特別避難階段とすること。
- 階以上の階の客席の床面積の合計が200平方メートルを超えるものについ ては、次に定める屋上広場を設けなければならない。
- (1) 屋上広場の面積は、5階以上の階のうち床面積(興行場等の用途に 供する部分に限る。) が最大の階における床面積の4分の1以上とする こと。
- (2) 屋上広場には、避難上障害となるような工作物、建築設備その他こ れらに類するものを設けないこと。
- 3 観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するものの用途に供する建築3 観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するものの用途に供する建築 物で、その用途に供する主階が避難階以外の階にあるものについては、耐 火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物(令第110条第2 号に掲げる基準に適合するものに限る。)としなければならない。<u>ただし</u> <u>階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものについては、この</u> りでない。
- 客席の床面積の合計を200平方メートル以下としなければならない。 (避難上の安全の検証を行う建築物に対する制限の緩和)
- 第61条の3 令第129条の2第1項の規定に該当する建築物については、第25第61条の3 令第129条の2第1項の規定に該当する建築物については、第25 条(児童福祉施設等を除く。)、<mark>第30条第5項</mark>、第31条第1項(診療所を 除く。)、第35条第1項、第3項若しくは第4項(主要な屋内の通路の幅 に限る。)、第38条第1号、第41条第1項若しくは第3項、第44条第5項、 第45条第1号、第46条第1項から第3項まで若しくは第4項第1号、第47 条第1項第1号(客用の階段の幅の合計に限る。) 若しくは第4号、第2 項若しくは第4項又は第57条の規定は、適用しない。

- (1) 各階における客用の階段の幅は、1.4メートル以上とし、その幅の合 計は、その直上階以上の階(地階にあっては、当該階以下の階)のうち その階段に通ずる客席の床面積が最大の階における客席の床面積の合計 10平方メートルにつき17センチメートルの割合で計算した数値以上であ ること。ただし、客席のいすが床に固定されている場合における当該幅 の合計は、そのいす(長いすにあっては、その長いすの幅を40センチメ ートルで除した数値(小数点以下の端数があるときは、これを切り上げ る。)を1席とする。)の席数の合計に0.8センチメートルを乗じて得た 数値以上とすることができる。
- (2) 回り段を設けないこと。
- (3) 次項の規定により屋上広場を設けた場合にあっては、客席を有する 当該階及び屋上広場に通ずる2以上の直通階段を設けること。
- (4) 主階が避難階以外の階にある興行場等の客用の階段は、これを令第 123条の規定による避難階段又は特別避難階段とすること。
- 主階を5階以上の階に設ける興行場等の用途に供する建築物で、その52 主階を5階以上の階に設ける興行場等の用途に供する建築物で、その5 階以上の階の客席の床面積の合計が200平方メートルを超えるものについ ては、次に定める屋上広場を設けなければならない。
 - (1) 屋上広場の面積は、5階以上の階のうち床面積(興行場等の用途に 供する部分に限る。) が最大の階における床面積の4分の1以上とする こと。
 - (2) 屋上広場には、避難上障害となるような工作物、建築設備その他こ れらに類するものを設けないこと。
 - 物で、その用途に供する主階が避難階以外の階にあるものについては、耐 火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物(令第110条第2 号に掲げる基準に適合するものに限る。)としなければならない。
- 4 興行場等の用途に供する建築物で、地階に客席を設けるものについては、4 興行場等の用途に供する建築物で、地階に客席を設けるものについては、 客席の床面積の合計を200平方メートル以下としなければならない。 (避難上の安全の検証を行う建築物に対する制限の緩和)
 - 条(児童福祉施設等を除く。)、第30条第4項、第31条第1項(診療所を 除く。)、第35条第1項、第3項若しくは第4項(主要な屋内の通路の幅 に限る。)、第38条第1号、第41条第1項若しくは第3項、第44条第5項、 第45条第1号、第46条第1項から第3項まで若しくは第4項第1号、第47 条第1項第1号(客用の階段の幅の合計に限る。) 若しくは第4号、第2 項若しくは第4項又は第57条の規定は、適用しない。

○建築基準法

昭和二十五年五月二十四日法律第二百一号

○建築基準法

昭和二十五年五月二十四日法律第二百一号

(耐火建築物等としなければならない特殊建築物)

造部を当該特殊建築物に存する者の全てが当該特殊建築物から地上 までの避難を終了するまでの間通常の火災による建築物の倒壊及び 延焼を防止するために主要構造部に必要とされる性能に関して政令 で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方 法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとし、かつ、そ の外壁の開口部であつて建築物の他の部分から当該開口部へ延焼す るおそれがあるものとして政令で定めるものに、防火戸その他の政令 で定める防火設備(その構造が遮炎性能に関して政令で定める技術的 基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの 又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。)を設けなければなら

新

別表第一(ろ)欄に掲げる階を同表(い)欄(一)項から(四)項までに 掲げる用途に供するもの(階数が三で延べ面積が二百平方メートル未 満のもの(同表(ろ)欄に掲げる階を同表(い)欄(二)項に掲げる 用途で政令で定めるものに供するものにあつては、政令で定める技術 的基準に従って警報設備を設けたものに限る。)を除く。)

(耐火建築物等としなければならない特殊建築物)

- 第二十七条 次の各号のいずれかに該当する特殊建築物は、その主要構 第二十七条 次の各号のいずれかに該当する特殊建築物は、その主要構 造部を当該特殊建築物に存する者の全てが当該特殊建築物から地上 までの避難を終了するまでの間通常の火災による建築物の倒壊及び 延焼を防止するために主要構造部に必要とされる性能に関して政令 で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方 法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとし、かつ、そ の外壁の開口部であつて建築物の他の部分から当該開口部へ延焼す るおそれがあるものとして政令で定めるものに、防火戸その他の政令 で定める防火設備(その構造が遮炎性能に関して政令で定める技術的 基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの 又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。)を設けなければなら
 - 別表第一(ろ)欄に掲げる階を同表(い)欄(一)項から(四)項までに 掲げる用途に供するもの

二、三略

四 劇場、映画館又は演芸場の用途に供するもので、主階が一階 四 劇場、映画館又は演芸場の用途に供するもので、主階が一階 にないもの (階数が三以下で延べ面積が二百平方メートル未満 のもの<u>を除く。)</u>

2 略

- 3 次の各号のいずれかに該当する特殊建築物は、耐火建築物又 は準耐火建築物(別表第一(い)欄(六)項に掲げる用途に供するも のにあつては、第二条第九号の三口に該当する準耐火建築物の うち政令で定めるものを除く。)としなければならない。
- 別表第一(い)欄(五)項**又は**(六)項に掲げる用途に供するもの で、その用途に供する部分の床面積の合計が同表(に)欄の当該 各項に該当するもの

2 略

二、三略

にないもの

- 3 次の各号のいずれかに該当する特殊建築物は、耐火建築物又 は準耐火建築物 (別表第一(い)欄(六)項に掲げる用途に供する ものにあつては、第二条第九号の三口に該当する準耐火建築物 のうち政令で定めるものを除く。)としなければならない。
- 別表第一(い)欄(五)項及び(六)項に掲げる用途に供するもの で、その用途に供する部分の床面積の合計が同表(に)欄の当該 各項に該当するもの

二略

二略

新

○建築基準法施行令

昭和二十五年十一月十六日政令第三百三十八号

(警報設備を設けた場合に耐火建築物等とすることを要しないこと となる用途)

第百十条の四 法第二十七条第一項第一号の政令で定める用途は、病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎及び児童福祉施設等(入所する者の寝室があるものに限る。)とする。

(警報設備の技術的基準)

第百十条の五 法第二十七条第一項第一号の政令で定める技術的基準は、当該建築物のいずれの室(火災の発生のおそれの少ないものとして国土交通大臣が定める室を除く。)で火災が発生した場合においても、有効かつ速やかに、当該火災の発生を感知し、当該建築物の各階に報知することができるよう、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる警報設備が、国土交通大臣が定めるところにより適当な位置に設けられていることとする。

(防火区画)

- 第百十二条 主要構造部を耐火構造とした建築物、法第二条第九号の三 イ若しくはロのいずれかに該当する<u>建築物又は第百三十六条の二第</u> 一号ロ若しくは第二号ロに掲げる基準に適合する建築物で、延べ面積 (スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに 類するもので自動式のものを設けた部分の床面積の二分の一に相当 する床面積を除く。以下この条において同じ。) が千五百平方メート ルを超えるものは、床面積の合計(スプリンクラー設備、水噴霧消火 設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設けた 部分の床面積の二分の一に相当する床面積を除く。以下この条におい て同じ。) 千五百平方メートル以内ごとに一時間準耐火基準に適合す る準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備(第百九条に規定する 防火設備であつて、これに通常の火災による火熱が加えられた場合 に、加熱開始後一時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとし て、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の 認定を受けたものをいう。以下同じ。) で区画しなければならない。 ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物の部分でその用途上や むを得ない場合においては、この限りでない。
- 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の客席、体育館、 工場その他これらに類する用途に供する建築物の部分
- 二 階段室の部分等(階段室の部分又は昇降機の昇降路の部分(当該昇降機の乗降のためのロビーの部分を含む。) <u>をいう。第十三項において同じ。</u>)で一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されたもの
- 2 前項の「一時間準耐火基準」とは、主要構造部である壁、柱、床、 はり及び屋根の軒裏の構造が、次に掲げる基準に適合するものとし て、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の 認定を受けたものであることとする。
- 一 次の表に掲げる建築物の部分にあつては、当該部分に通常の火災に よる火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ同表に定める時間 構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないもの であること。

<u>壁</u>	間仕切り壁(耐力壁に限る。)	一時間
	外壁(耐力壁に限る。)	一時間
<u>柱</u>		一時間
<u>床</u>		<u>一時間</u>
はり		一時間

昭和二十五年十一月十六日政令第三百三十八号

(警報設備を設けた場合に耐火建築物等とすることを要しないこととなる用途)

(新設)

(警報設備の技術的基準)

○建築其淮法施行会

(新設)

(防火区画)

- 第百十二条 主要構造部を耐火構造とした建築物又は法第二条第九号 の三イ若しくはロのいずれかに該当する建築物で、延べ面積 (スプリ ンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するも ので自動式のものを設けた部分の床面積の二分の一に相当する床面 積を除く。以下この条において同じ。) が千五百平方メートルを超え るものは、床面積の合計(スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡 消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設けた部分の 床面積の二分の一に相当する床面積を除く。以下この条において同 じ。) 千五百平方メートル以内ごとに一時間準耐火基準 (第百二十九 条の二の三第一項第一号ロに掲げる基準(主要構造部である壁、柱、 床、はり及び屋根の軒裏の構造が同号口に規定する構造方法を用いる <u>もの又は同号口の規定による認定を受けたものであることに係る部</u> <u>分に限る。)をいう。以下同じ。)</u>に適合する準耐火構造の床若しく は壁又は特定防火設備(第百九条に規定する防火設備であつて、これ に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間当該 加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた 構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。 以下同じ。)で区画しなければならない。ただし、次の各号のいずれ かに該当する建築物の部分でその用途上やむを得ない場合において は、この限りでない。
- 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の客席、体育館、 工場その他これらに類する用途に供する建築物の部分
- 二 <u>階段室</u>の部分又は昇降機の昇降路の部分(当該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。)で一時間準耐火基準に適合する準耐火 構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されたもの

(新設)

旧

- 壁(非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分を除 く。)、床及び屋根の軒裏(外壁によつて小屋裏又は天井裏と防火上 有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分に限る にあつては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に 熱開始後一時間当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。 温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。
- 三 外壁(非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分を 除く。) にあつては、これに屋内において発生する通常の火災による 火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間屋外に火災を出す原因と なる亀裂その他の損傷を生じないものであること
- 3 法第二十一条第一項の規定により第百九条の五第一号に掲げる基 準に適合する建築物(通常火災終了時間が一時間以上であるものを除 く。)とした建築物、法第二十七条第一項の規定により第百十条第一 号に掲げる基準に適合する特殊建築物(特定避難時間が一時間以上で あるものを除く。)とした建築物、法第二十七条第三項の規定により 準耐火建築物(第百九条の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基 準(前項に規定する一時間準耐火基準をいう。以下同じ。)に適合す るものを除く。)とした建築物、法第六十一条の規定により第百三十 二号に定める基準に適合する建築物(準防火地域内にある ものに限り、第百九条の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準 に適合するものを除く。)とした建築物又は法第六十七条第一項の規 定により準耐火建築物等(第百九条の三第二号に掲げる基準又は一時 間準耐火基準に適合するものを除く。)とした建築物で、延べ面積が 五百平方メートルを超えるものについては、第一項の規定にかかわら ず、床面積の合計五百平方メートル以内ごとに一時間準耐火基準に適 合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画し、かつ、 防火上主要な間仕切壁(自動スプリンクラー設備設置部分(床面積が 二百平方メートル以下の階又は床面積二百平方メートル以内ごとに 準耐火構造の壁もしくは法第二条第九号の二口に規定する防火設備 で区画されている部分で、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡 消火設備その他これらに類するもので、自動式のものを設けたものを いう。第百十四条第一項及び第二項において同じ。) その他防火上支 障がないものとして国土交通大臣が定める部分の間仕切壁を除く。) を準耐火構造とし、次の各号のいずれかに該当する部分を除き、小屋 裏又は天井裏に達せしめなければならない。
- 天井の全部が強化天井(天井のうち、その下方からの通常の火災時 の加熱に対してその上方への延焼を有効に防止することができるも のとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通 大臣の認定を受けたものをいう。次号及び第百十四条第三項において 同じ。) である階
- 二 準耐火構造の壁又は法第二条第九号の二口に規定する防火設備で 区画されている部分で、当該部分の天井が強化天井であるもの
- 4 法第二十一条第一項の規定により第百九条の五第一号に掲げる基 準に適合する建築物(通常火災終了時間が一時間以上であるものに限 る。) とした建築物、法第二十七条第一項の規定により第百十条第一 号に掲げる基準に適合する特殊建築物(特定避難時間が一時間以上で あるものに限る。)とした建築物、法第二十七条第三項の規定によ 準耐火建築物(第百九条の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基 <u>準に適合するものに限る。)とした建築物、法第六十一条の規定によ</u> り第百三十六条の二第二号に定める基準に適合する建築物(準防火地 <u>域内にあり、かつ、第百九条の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐</u> 火基準に適合するものに限る。) とした建築物又は法第六十七条第一 項の規定により準耐火建築物等(第百九条の三第二号に掲げる基準を <u>は一時間準耐火基準に適合するものに限る。)</u>とした建築物で、延べ 面積が千平方メートルを超えるものについては、第一項の規定にかか わらず、床面積の合計千平方メートル以内ごとに一時間準耐火基準に 適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画しなけ ればならない。
- 5 前二項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物の部分で、4 前二項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物の部分で、4 天井(天井のない場合においては、屋根。以下この条において同じ。) 及び壁の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でしたものについ ては、適用しない。

2 法第二十七条第一項の規定により特定避難時間倒壊等防止建築物 (特定避難時間が一時間以上であるものを除く。)とした建築物又は 同条第三項、法第六十二条第一項若しくは法第六十七条の三第一項の 規定により準耐火建築物とした建築物(第百九条の三第二号に掲げる 基準又は一時間準耐火基準に適合するものを除く。)で、延べ面積が 五百平方メートルを超えるものについては、 前項の規定にかかわら ず、床面積の合計五百平方メートル以内ごとに一時間準耐火基準に適 合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画し、かつ、 防火上主要な間仕切壁(自動スプリンクラー設備等設置部分(床面積 が二百平方メートル以下の階又は床面積二百平方メートル以内ごと に準耐火構造の壁若しくは法第二条第九号の二口に規定する防火設 備で区画されている部分で、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、 泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設けたもの をいう。第百十四条第二項において同じ。) その他防火上支障がない ものとして国土交通大臣が定める部分の間仕切壁を除く。) を準耐火 構造とし、次の各号のいずれかに該当する部分を除き、小屋裏又は天 井裏に達せしめなければならない。

- ・ 天井の全部が強化天井(天井のうち、その下方からの通常の火災時 の加熱に対してその上方への延焼を有効に防止することができるも のとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通 大臣の認定を受けたものをいう。次号及び第百十四条第三項において 同じ。) である階
- 二 準耐火構造の壁又は法第二条第九号の二口に規定する防火設備で 区画されている部分で、当該部分の天井が強化天井であるもの
- 3 法第二十一条第一項ただし書の規定により第百二十九条の二の三 第一項第一号ロに掲げる基準に適合する建築物とした建築物、法第二 十七条第一項の規定により特定避難時間が一時間以上である特定避 難時間倒壊等防止建築物とした建築物又は同条第三項、法第六十二条 <u>第一項若しくは法第六十七条の三第一項の規定により第百九条の3</u> <u>第二号に掲げる基準若しくは一時間準耐火基準に適合する準耐火建</u> <u>築物</u>とした建築物で、延べ面積が千平方メートルを超えるものについ ては、第一項の規定にかかわらず、床面積の合計千平方メートル以内 ごとに一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は 特定防火設備で区画しなければならない。
- 天井 (天井のない場合においては、屋根。<u>第六項、第七項及び第九項</u> において同じ。) 及び壁の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料で したものについては、適用しない。

- 一 体育館、工場その他これらに類する用途に供する建築物の部分
- 二 第一項第二号に掲げる建築物の部分
- 6 建築物の十一階以上の部分で、各階の床面積の合計が百平方メートルを超えるものは、第一項の規定にかかわらず、床面積の合計百平方メートル以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二口に規定する防火設備で区画しなければならない。
- 7 前項の建築物の部分で、当該部分の壁(床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。次項及び第十三項において同じ。)及び天井の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この条において同じ。)の仕上げを準不燃材料でし、かつ、その下地を準不燃材料で造つたものは、特定防火設備以外の法第二条第九号の二口に規定する防火設備で区画する場合を除き、前項の規定にかかわらず、床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画すれば足りる。
- 8 第六項の建築物の部分で、当該部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造つたものは、特定防火設備以外の法第二条第九号の二口に規定する防火設備で区画する場合を除き、同項の規定にかかわらず、床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画すれば足りる。
- 9 前三項の規定は、階段室の部分若しくは昇降機の昇降路の部分(当該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。)、廊下その他避難の用に供する部分又は床面積の合計が二百平方メートル以内の共同住宅の住戸で、耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備(第七項の規定により区画すべき建築物にあつては、法第二条第九号の二口に規定する防火設備)で区画されたものについては、適用しない。
- 10 主要構造部を準耐火構造とした建築物又は第百三十六条の二第一号ロ若しくは第二号ロに掲げる基準に適合する建築物であつて、地階又は三階以上の階に居室を有するものの竪穴部分(長屋又は共同住宅の住戸でその階数が二以上であるもの、吹抜きとなつている部分、階段の部分(当該部分からのみ人が出入りすることのできる便所、公衆電話所その他これらに類するものを含む。)、昇降機の昇降路の部分、ダクトスペースの部分その他これらに類する部分をいう。以下この条において同じ。)については、当該竪穴部分以外の部分(直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。次項及び第十二項において同じ。)と準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二ロに規定する防火設備で区画しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する竪穴部分については、この限りでない。
- 避難階からその直上階又は直下階のみに通ずる吹抜きとなつている部分、階段の部分その他これらに類する部分でその壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ったもの
- 二 階数が三以下で延べ面積が二百平方メートル以内の一戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸のうちその階数が三以下で、かつ、床面積の合計が二百平方メートル以内であるものにおける吹抜きとなつている部分、階段の部分、昇降機の昇降路の部分その他これらに類する部分
- 11 三階を病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。次項において同じ。)又は児童福祉施設等(入所する者の寝室があるものに限る。同項において同じ。)の用途に供する建築物のうち階数が三で延べ面積が二百平方メートル未満のもの(前項に規定するものを除く。)の竪穴部分については、当該竪穴部分以外の部分と間仕切壁又は法第二条第九号の二ロに規定する防火設備で区画しなければならない。ただし、居室、倉庫その他これらに類する部分にスプリンクラー設備その他これに類するものを設けた建築物の竪穴部分については、当該防火設備に代えて、十分防火設備(第百九条に規定する防火設備であつて、これに通常の火炎による火熱が加えられた場合に、加熱開始後十

- 体育館、工場その他これらに類する用途に供する建築物の部分
- 二 第一項第二号に掲げる建築物の部分
- 5 建築物の十一階以上の部分で、各階の床面積の合計が百平方メートルを超えるものは、第一項の規定にかかわらず、床面積の合計百平方メートル以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二口に規定する防火設備で区画しなければならない。
- 6 前項の建築物の部分で、当該部分の壁(床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。次項において同じ。)及び天井の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。<u>次項において同じ。)</u>の仕上げを準不燃材料でし、かつ、その下地を準不燃材料で造つたものは、特定防火設備以外の法第二条第九号の二口に規定する防火設備で区画する場合を除き、前項の規定にかかわらず、床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画すれば足りる。
- 7 第五項の建築物の部分で、当該部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造つたものは、特定防火設備以外の法第二条第九号の二口に規定する防火設備で区画する場合を除き、同項の規定にかかわらず、床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画すれば足りる。
- 8 前三項の規定は、階段室の部分若しくは昇降機の昇降路の部分(当該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。)、廊下その他避難の用に供する部分又は床面積の合計が二百平方メートル以内の共同住宅の住戸で、耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備(第五項の規定により区画すべき建築物にあつては、法第二条第九号の二口に規定する防火設備)で区画されたものについては、適用しない。
- 9 主要構造部を準耐火構造とした建築物又は特定避難時間倒壊等防 止建築物であつて、地階又は三階以上の階に居室を有するものの住戸 <u>の部分(住戸の</u>階数が二以上であるもの<u>に限る。)</u>、吹抜きとなつて いる部分、階段の部分、昇降機の昇降路の部分、ダクトスペースの部 分その他これらに類する部分<u>(当該部分からのみ人が出入りすること</u> のできる公衆便所、公衆電話所その他これらに類するものを含む。) については、当該部分(当該部分が第一項ただし書に規定する用途に 供する建築物の部分でその壁(床面からの高さが一・二メートル以下 の部分を除く。) 及び天井の室内に面する部分(回り縁、窓台その他 これらに類する部分を除く。以下この項において同じ。)の仕上げを 準不燃材料でし、かつ、その下地を準不燃材料で造つたものであつて その用途上区画することができない場合にあつては、当該建築物の部 分)とその他の部分(直接外気に開放されている廊下、バルコニーそ の他これらに類する部分を除く。) とを準耐火構造の床若しくは壁又 は法第二条第九号の二口に規定する防火設備で区画しなければなら ない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物の部分について は、この限りでない。
- 一 避難階からその直上階又は直下階のみに通ずる吹抜きとなつている部分、階段の部分その他これらに類する部分でその壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造つたもの
- 二 階数が三以下で延べ面積が二百平方メートル以内の一戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸のうちその階数が三以下で、かつ、床面積の合計が二百平方メートル以内であるものにおける吹抜きとなつている部分、階段の部分、昇降機の昇降路の部分その他これらに類する部分

(新設)

旧

分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣 が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたも のをいう。第十八項において同じ。)で区画することができる。

新

- 12 三階を法別表第一(い)欄(二)項に掲げる用途(病院、診療所又は児童福祉施設等を除く。)に供する建築物のうち階数が三で延べ面積が二百平方メートル未満のもの(前十項に規定する建築物を除く。)の竪穴部分については、当該竪穴部分以外の部分と間仕切壁又は戸(ふすま、障子その他これらに類するものを除く。)で区画しなければならない。
- 13 堅穴部分及びこれに接する他の竪穴部分(いずれも第一項第一号に 該当する建築物の部分又は階段室の部分等であるものに限る。) が次 に掲げる基準に適合する場合においては、これらの竪穴部分を一の竪 穴部分とみなして、第三項の規定を適用する。
- 一 当該竪穴部分及び他の竪穴部分の壁及び天井の室内に面する部分 の仕上げが準不燃材料でされ、かつ、その下地が準不燃材料で造られ たものであること。
- 二 <u>当該竪穴部分と当該他の竪穴部分とが用途上区画することができないものであること。</u>
- 14 第十一項及び第十二項の規定は、火災が発生した場合に避難上支障 のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物として、壁及び天 井の仕上げに用いる材料の種類並びに消火設備及び排煙設備の設置 の状況及び構造を考慮して国土交通大臣が定めるものの竪穴部分に ついては、適用しない。
- 15 第一項若しくは第三項から第五項までの規定による一時間準耐火 基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁(第三項に規定する防火上 主要な間仕切壁を除く。)若しくは特定防火設備、第六項の規定によ る耐火構造の床若しくは壁若しくは法第二条第九号の二口に規定す る防火設備又は第十項の規定による準耐火構造の床若しくは壁若し くは同号口に規定する防火設備に接する外壁については、当該外壁の うちこれらに接する部分を含み幅九十センチメートル以上の部分を 準耐火構造としなければならない。ただし、外壁面から五十センチメ ートル以上突出した準耐火構造のひさし、床、袖壁その他これらに類 するもので防火上有効に遮られている場合においては、この限りでない。
- 前項の規定によつて準耐火構造としなければならない部分に開口部がある場合においては、その開口部に法第二条第九号の二口に規定する防火設備を設けなければならない。
- 17 建築物の一部が法第二十七条第一項各号、第二項各号又は第三項各 号のいずれかに該当する場合においては、その部分とその他の部分と を一時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした床若しくは壁又は 特定防火設備で区画しなければならない。
- 18 第一項、第三項、第四項、第九項又は前項の規定による区画に用いる特定防火設備、第六項、第九項、第十項又は第十一項本文の規定による区画に用いる法第二条第九号の二口に規定する防火設備、同項ただし書の規定による区画に用いる十分間防火設備及び第十二項の規定による区画に用いる戸は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構造のものとしなければならない。
- 一 第一項本文、第三項若しくは第四項の規定による区画に用いる特定 防火設備又は第六項の規定による区画に用いる法第二条第九号の二 ロに規定する防火設備 次に掲げる要件を満たすものとして、国土交 通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受 けたもの
 - イ 常時閉鎖若しくは作動をした状態にあるか、又は随時閉鎖若しくは作動をできるものであること。
 - ロ 閉鎖又は作動をするに際して、当該特定防火設備又は防火設備 の周囲の人の安全を確保することができるものであること。
 - ハ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の通行の 用に供する部分に設けるものにあつては、閉鎖又は作動をした状態において避難上支障がないものであること。
 - ニ 常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外のものにあつて は、火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上

(新設)

(新設)

(新設)

- 10 第一項から第四項までの規定による一時間準耐火基準に適合する 準耐火構造の床若しくは壁(第二項に規定する防火上主要な間仕切壁 を除く。)若しくは特定防火設備、第五項の規定による耐火構造の床 若しくは壁若しくは法第二条第九号の二口に規定する防火設備又は 前項の規定による準耐火構造の床若しくは壁若しくは法第二条第九 号の二口に規定する防火設備に接する外壁については、当該外壁のう ちこれらに接する部分を含み幅九十センチメートル以上の部分を準 耐火構造としなければならない。ただし、外壁面から五十センチメートル以上突出した準耐火構造のひさし、床、袖壁その他これらに類す るもので防火上有効に遮られている場合においては、この限りでない。
- 前項の規定によつて準耐火構造としなければならない部分に開口部がある場合においては、その開口部に法第二条第九号の二口に規定する防火設備を設けなければならない。
- 12 建築物の一部が法第二十七条第一項各号、第二項各号又は第三項各 号のいずれかに該当する場合においては、その部分とその他の部分と を一時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした床若しくは壁又は 特定防火設備で区画しなければならない。
- 13 第一項から第五項まで、第八項又は前項の規定による区画に用いる特定防火設備及び第五項、第八項又は第九項の規定による区画に用いる法第二条第九号の二口に規定する防火設備は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構造のものとしなければならない。
- 一 第一項本文、第二項若しくは第三項の規定による区画に用いる特定 防火設備又は<u>第五項</u>の規定による区画に用いる法第二条第九号の二 ロに規定する防火設備 次に掲げる要件を満たすものとして、国土交 通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受 けたもの
- イ 常時閉鎖若しくは作動をした状態にあるか、又は随時閉鎖若しくは作動をできるものであること。
- ロ 閉鎖又は作動をするに際して、当該特定防火設備又は防火設備 の周囲の人の安全を確保することができるものであること。
- ハ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の通行の 用に供する部分に設けるものにあつては、閉鎖又は作動をした状態において避難上支障がないものであること。
- ニ 常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外のものにあつて は、火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上

昇した場合のいずれかの場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであること

- 二 第一項第二号、<u>第九項</u>若しくは前項の規定による区画に用いる特定 防火設備<u>第九項、第十項若しくは第十一項本文</u>の規定による区画に 用いる法第二条第九号の二口に規定する防火設備<u>同項ただし書の規定による区画に用いる十分間防火設備又は第十二項の規定による区画に用いる</u>次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が 定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの イ 前号イからハまでに掲げる要件を満たしているものであるこ
 - ロ 避難上及び防火上支障のない遮煙性能を有し、かつ、常時閉鎖 又は作動をした状態にあるもの以外のものにあつては、火災によ り煙が発生した場合に自動的に閉鎖又は作動をするものであるこ と。
- 19 給水管、配電管その他の管が第一項、第三項から第五項まで若しくは第十七項の規定による一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁、第六項若しくは第九項の規定による耐火構造の床若しくは壁、第十項本文若しくは第十五項本文の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は同項ただし書の場合における同項ただし書のひさし、床、袖壁その他これらに類するもの(以下この条において「準耐火構造の防火区画」という。)を貫通する場合においては、当該管と準耐火構造の防火区画との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めなければならない。
- 20 換気、暖房又は冷房の設備の風道が準耐火構造の防火区画を貫通する場合(国土交通大臣が防火上支障がないと認めて指定する場合を除く。)においては、当該風道の準耐火構造の防火区画を貫通する部分又はこれに近接する部分に、特定防火設備(法第二条第九号の二口に規定する防火設備によつて区画すべき準耐火構造の防火区画を貫通する場合にあつては、同号口に規定する防火設備)であつて、次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを国土交通大臣が定める方法により設けなければならない。
- 一 火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖するものであること。
- 二 閉鎖した場合に防火上支障のない遮煙性能を有するものであるこ と。

昇した場合のいずれかの場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであること。

旧

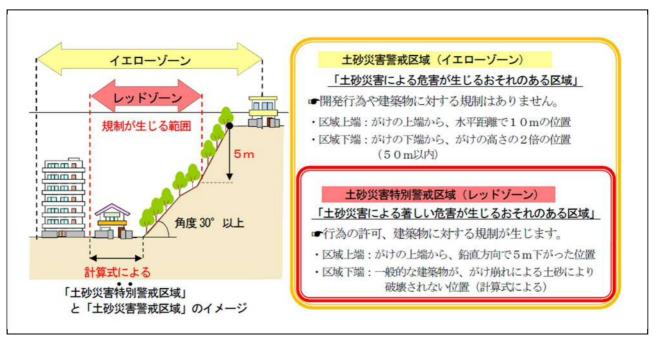
- 二 第一項第二号、第四項、第八項者しくは前項の規定による区画に用いる特定防火設備又は第八項若しくは第九項の規定による区画に用いる法第二条第九号の二口に規定する防火設備 次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの
 - イ 前号イからハまでに掲げる要件を満たしているものであること。
 - ロ 避難上及び防火上支障のない遮煙性能を有し、かつ、常時閉鎖 又は作動をした状態にあるもの以外のものにあつては、火災によ り煙が発生した場合に自動的に閉鎖又は作動をするものであるこ と。
- 14 給水管、配電管その他の管が第一項から第四項まで若しくは第十二項の規定による一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁、第五項若しくは第八項の規定による耐火構造の床若しくは壁、第九項本文若しくは第十項本文の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は同項ただし書の場合における同項ただし書のひさし、床、袖壁その他これらに類するもの(以下この項及び次項において「準耐火構造の防火区画」という。)を貫通する場合においては、当該管と準耐火構造の防火区画との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めなければならない。
- 15 換気、暖房又は冷房の設備の風道が準耐火構造の防火区画を貫通する場合(国土交通大臣が防火上支障がないと認めて指定する場合を除く。)においては、当該風道の準耐火構造の防火区画を貫通する部分又はこれに近接する部分に、特定防火設備(法第二条第九号の二口に規定する防火設備によつて区画すべき準耐火構造の防火区画を貫通する場合にあつては、法第二条第九号の二口に規定する防火設備)であつて、次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを国土交通大臣が定める方法により設けなければならない。
- 一 火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖するものであること。
- 二 閉鎖した場合に防火上支障のない遮煙性能を有するものであること。

「土砂災害特別警戒区域」と「土砂災害警戒区域」のイメージ (レッドゾーン) (イエローゾーン)

土砂災害防止法*の概要

土砂災害防止法は、砂防三法(「砂防法」、「地すべり等防止法」、「急傾斜地法」)が工事等によるハード対策が中心であるのに対し、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難態勢の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等、ソフト対策を総合化した法律である。

災害が発生した際に当該地の家屋や人命に大きな被害があると考えられる土地として神 奈川県知事が指定する区域にお住いの方に、そのことを周知し、防災・減災へ取組を行 う。



土砂災害防止法※:土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)指定のまでの流れ

